

通勤・通学等で自転車・原付を利用する方へ

駐輪施設

自転車等駐輪場

路上自転車等駐輪場

自転車等整理区画



申請方法などのお問い合わせは

駐輪場問合せセンター

☎(5338)4005

【開設期間】12月26日(月)～3月31日(金)(土・日曜日・祝日等を除く)

【受付時間】午前8時30分～午後5時(1月10日(火)～2月3日(金)は午後7時まで)

【区の担当課】交通対策課自転車対策係(本庁舎7階)☎(5273)3896・FAX(3209)5595

4月～30年3月の定期利用者を募集

区では、放置自転車をなくすための撤去・啓発活動のほか、駐輪施設の利用など、自転車等の適正利用を呼び掛けています。4月～30年3月の駐輪施設の定期利用者を募集します。通勤・通学等で自転車・原動機付自転車の駐輪施設の利用を希望する方は、申請してください。現在、定期利用している方も申請が必要です。自動更新ではありませんので、ご注意ください。詳しくは、駐輪場問合せセンター(右記)へお問い合わせください。

※原動機付自転車の駐輪施設利用は、排気量が50cc以下の第一種原動機付自転車に限ります。

※一部の駐輪場では、定員を大幅に上回る応募があります。駐輪場を一時的に利用する方は、1日利用・時間利用をご活用ください。

自転車等駐輪場 ★8駅10か所

駅周辺の専用の敷地に整備しています。高田馬場駅第一・第三、下落合駅、中井駅、新大久保駅、牛込柳町駅は、原動機付自転車も利用できます。

【定期利用期間】「1か月」「3か月」「6か月」「12か月」から選択

【利用時間】▶高田馬場駅第一…午前5時～翌午前1時(1月1日～3日は休み)、▶高田馬場駅第二…午前7時～午後9時(日曜日・祝日・年末年始は休み)、▶その他…24時間

★国立競技場駅を除き、1日利用・時間利用もできます。

駐輪場の名称	定期利用の申請窓口
高田馬場駅第一	高田馬場駅第一自転車等駐輪場(高田馬場4-10-2、新宿リサイクル活動センター地下1階) ☎(5386)3310
高田馬場駅第三	
下落合駅	
中井駅	
高田馬場駅第二	高田馬場駅第二自転車等駐輪場(高田馬場2-19) ☎(3368)4032
新大久保駅	新大久保駅自転車等駐輪場(百人町2-3) ☎(5285)4607
牛込柳町駅	神楽坂駅自転車等駐輪場(矢来町104) ☎(3267)0890
牛込神楽坂駅	
神楽坂駅	
国立競技場駅	新宿駅西口駐輪センター(西新宿2-1) ☎(3340)0448

路上自転車等駐輪場 ★6駅30か所

駅周辺等の道路上に駐輪機(ラック)を設置した駐輪場です。原動機付自転車の定期利用はありません。

【定期利用期間・利用時間】「1か月」「3か月」「6か月」「12か月」から選択、いずれも24時間

★都電早稲田駅と新宿駅の一部を除き、時間利用もできます。

駐輪場の名称	定期利用の申請窓口
東新宿駅(4か所)	新大久保駅自転車等駐輪場(百人町2-3) ☎(5285)4607
都電早稲田駅(1か所)	高田馬場駅第一自転車等駐輪場(高田馬場4-10-2、新宿リサイクル活動センター地下1階) ☎(5386)3310
落合駅(5か所)	
四谷三丁目駅(5か所)	曙橋駅自転車等駐輪場(片町5) ☎(3226)4866
新宿駅(13か所)	新宿駅西口駐輪センター(西新宿2-1) ☎(3340)0448
四ツ谷駅(2か所)	

駐輪場は1日利用・時間利用もできます

事前の申し込みは必要ありません。買い物等で一時的に止めるときにご活用ください。

- 1日利用の料金
 - ▶自転車…100円、▶原動機付自転車…200円
- 時間利用の料金
 - ▶自転車…2時間以内無料、その後は24時間に付き100円
 - ▶原動機付自転車・自動二輪車…2時間以内無料、その後は1時間に付き100円

自転車等整理区画 ★15駅46区画

道路上に暫定的に整備した駐輪区画です。駐輪機(ラック)はなく、区画内に順番に駐輪します。原動機付自転車も利用できます(牛込神楽坂駅を除く)。

【定期利用期間・利用時間】「12か月」のみ、いずれも24時間

整理区画の名称	定期利用の申請窓口
新宿駅(8区画)	新宿駅西口駐輪センター(西新宿2-1) ☎(3340)0448
新宿西口駅(1区画)	
西新宿五丁目駅(1区画)	
落合南長崎駅(3区画)	
新宿御苑前駅(4区画)	
四ツ谷駅(6区画)	
信濃町駅(1区画)	
高田馬場駅(6区画)	高田馬場駅第一自転車等駐輪場(高田馬場4-10-2、新宿リサイクル活動センター地下1階) ☎(5386)3310
早稲田駅(2区画)	
若松河田駅(1区画)	神楽坂駅自転車等駐輪場(矢来町104) ☎(3267)0890
牛込神楽坂駅(1区画)	
飯田橋駅(5区画)	
曙橋駅(1区画)	曙橋駅自転車等駐輪場(片町5) ☎(3226)4866
市ヶ谷駅(4区画)	
大久保駅(2区画)	新大久保駅自転車等駐輪場(百人町2-3) ☎(5285)4607

申請の方法

- 申請は1人1か所です ●法人の申請・利用はできません

29年4月～30年3月の定期利用の申請受け付けは 1月10日(火)～2月3日(金)

申請窓口と受付時間

▶上表の申請窓口…1月10日(火)～2月3日(金)午前7時～午後7時(日曜日、祝日を除く)

※高田馬場駅第一自転車駐輪場は午前5時～翌午前1時(日曜日、祝日も受け付け)

※高田馬場駅第二自転車駐輪場は午後9時まで

▶交通対策課自転車対策係(本庁舎7階)・特別出張所…1月10日(火)～2月3日(金)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

★交通対策課では、郵送申請(2月3日(金)の消印有効。〒160-8484歌舞伎町1-4-1、交通対策課自転車対策係)・電子申請(新宿区ホームページからリンク)も受け付けます。

★2月4日(土)以降も申請はできますが、2月3日(金)までに申請した方を優先します。

申請に必要な書類

▶利用申請書(電子申請の場合は不要) ※申請書は、申請窓口(上表)・特別出張所で配布しています。新宿区ホームページからも取り出せます。

◎個別に必要な書類

▶学生…学生証のコピー ※自転車等整理区画を申請の方は不要 ▶原動機付自転車の利用を申請する方…標識交付証明書(税務課で発行)のコピー

▶利用料の減額・免除の対象になる方…減額・免除申請書(申請窓口で配布。新宿区ホームページからも取り出せます)、手帳のコピー・保護証明書など減免の対象であることが分かる書類

【利用料減額・免除の対象】

- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 生活保護を受けている方
- 中国残留邦人等支援を受けている方

申請窓口に必要な書類をお持ちください。現在、定期利用している方も4月からの利用申請が必要です。郵送申請・電子申請も受け付けます。電子申請の方法等詳しくは、駐輪場問合せセンターへお問い合わせください。

※駐輪施設は、イベント開催等で利用できない場合があります。ご了承ください。

申請後の流れ

★収容台数を越えた施設は、抽選を行います。抽選の有無にかかわらず、申請の結果は3月上旬に申請者全員に郵送でお知らせします。

★当選した方は、交通対策課から郵送する「利用申請結果通知」「納付書」と利用料金(右表)を指定の自転車等駐輪場にお持ちの上、手続きしてください(新大久保駅・中井駅自転車等駐輪場は、ゲート式駐輪場のため、「定期利用カード」の登録が必要です)。利用料金は、指定の銀行・郵便局等から振り込みもできます。振り込みで支払った方には、駐輪票と承認通知書を郵送します。

★抽選に外れた方には「補欠通知」をお送りします。空きが生じた場合、3月28日(火)以降、補欠番号順にご案内します。

◎4月から自転車等駐輪場・路上自転車等駐輪場を「1か月」「3か月」「6か月」で定期利用し、30年3月まで利用を継続する場合は、利用有効期間内にあらためて手続きが必要です。

定期利用の料金

区分	一般	学生	
自転車等駐輪場			
自転車	1か月	1,800円	1,400円
	3か月	5,000円	4,000円
	6か月	10,000円	8,000円
	12か月	20,000円	16,000円
原動機付自転車	1か月	3,000円	2,400円
	3か月	8,400円	6,600円
	6か月	16,800円	13,200円
路上自転車等駐輪場			
自転車	1か月	600円	500円
	3か月	1,700円	1,400円
	6か月	3,400円	2,800円
	12か月	6,800円	5,600円
自転車等整理区画			
自転車	5,000円		
原動機付自転車	12か月	8,000円	